

運営規定

北総白井訪問看護ステーション
訪問看護部

〒270-1431 千葉県白井市根 331-2

電話 047-498-1088

FAX 047-498-3310

北総白井訪問看護ステーション運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、医療法人東光会が開設する北総白井訪問看護ステーション(以下「ステーションという。」)が行う指定訪問看護、指定介護予防訪問看護の事業(以下「事業」という。)の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護師その他の従業員(以下「看護師等」という。)が、要介護状態又は要支援状態にあり、かかりつけの医師が指定訪問看護、指定介護予防訪問看護の必要を認めたと高齢者に対し、適正な指定訪問看護、指定介護予防訪問看護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 ステーションの看護師等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 看護師等は、自ら提供するサービスの質を評価して質向上を図るとともに、必要なときに必要な訪問看護の提供が行えるよう、実施体制の整備に努めるものとする。

(事業の運営)

第3条 ステーションがこの事業を運営するにあたっては、主治医の訪問看護指示書(以下「指示書」という。)に基づく適切な訪問看護の提供を行う。

- 2 ステーションは、訪問看護を提供するにあたっては、ステーションの看護師によってのみ訪問看護を行うものとし、第三者への委託によらないものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業者の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 北総白井訪問看護ステーション
- (2) 所在地 千葉県白井市根 331-2

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第5条 ステーションに勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 看護師1名(看護職員と兼務)

管理者は、ステーションの従業員の管理及び指定訪問看護、指定介護予防訪問看護の利用の申し込みにかかる調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。但し、管理上支障がない場合は、ステーションの他の職務に従事することができるものとする。

- (2) 看護師等 看護師常勤換算 2.5人以上

看護師等は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し、指定訪問看護、指定介護予防訪問看護の提供に当たる。

(営業日及び営業時間等)

第6条 1 ステーションの営業日及び営業時間は、次に定めるものとする。

- (1) 営業日:通常月曜日から土曜日までとする。
但し、国民の祝日、12月30日午後から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間:午前9時から午後5時までとする。
但し、土曜日は午後1時までとする。

2 常時24時間、利用者やその家族からの電話等による連絡体制を整備する。

(訪問看護の利用時間及び利用回数)

第7条 居宅サービス計画書に基づく訪問看護の利用時間及び利用回数は、当該計画に定めるものとする。但し、医療保険適用となる場合を除く。

(訪問看護の提供方法)

第8条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 利用者がかかりつけ医師に申し出て、主治医がステーションに交付して指示書により、看護計画書を作成し訪問看護を実施する。
- (2) 利用者に主治医がいない場合は、ステーションから居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、地区医師会、関係区市町村等、関係機関に調整等を求め対応する。

(訪問看護の内容)

第9条 訪問看護の内容は次のとおりとする。

- (1) 病状・障害・日常生活の状態や療養環境のアセスメント
- (2) 清潔の保持、食事および排泄等療養生活の支援
- (3) 褥瘡の予防・処置
- (4) 日常生活・社会生活の自立を図るリハビリテーション
- (5) ターミナル期の看護
- (6) 認知症・精神障害者の看護
- (7) 療養生活や介護方法の指導・相談
- (8) カテーテル等の管理
- (9) その他医師の指示による医療処置および検査等の補助
- (10) 日常生活用具の選択・使用方法の訓練
- (11) 住宅改修の相談・指導

(緊急時における対応方法)

第10条 看護師等は、訪問看護実施中に利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行う。

主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講ずるものとする。

2 前項について、しかるべき処置をした場合には、速やかに管理者及び主治医に報告をする。

(利用料等)

第 11 条 ステーションは、基本利用料として健康保険法または介護保険法に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとする。また、利用者や家族に対し、費用の内容及び金額については別途定める料金表によって説明を行い、同意を得るものとする。

(1) 医療保険法

健康保険法に基づく額を徴収する。

(2) 介護保険法

介護保険で居宅サービス計画書若しくは介護予防サービス計画書に基づく訪問看護の場合は、介護報酬告示上の額の1割、2割又は3割を徴収する。

但し、支給限度額を越えた場合は、全額利用者の自己負担とする。

- 2 ステーションは、基本利用料その他の利用料として、別表に定める額の支払いを利用者から受けるものとする。
- 3 ステーションは、実費負担の利用料として、訪問看護に必要な交通費、おむつ代等に要する費用を利用者から受け取るものとする。但し、介護保険を利用する利用者にかかる交通費については、次条に定める通常の業務の実施地域を越える場合に限る。
- 4 ステーションは、利用者より基本利用料、その他の利用料の支払いを受けるに際し、その内容を明確に区分した請求書、領収書を交付する。

(通常の訪問看護の実施地域)

第 12 条 通常業務を行う地域は、白井市、鎌ヶ谷市(ステーションより 7km 圏内)、船橋市(ステーションより 7km 圏内)、印西市(ステーションより 7km 圏内)とする。

(相談・苦情対応)

第 13 条 ステーションは、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

- 2 ステーションは、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から2年間保存する。
- 3 ステーションは適切な指定訪問看護等の提供を確保する観点から、利用者等からの常識を超えた要求や言動に対して、従業者の人権を守るために組織的に対応する。

(事故処理)

第 14 条 ステーションは、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 ステーションは、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から2年間保存する。
- 3 ステーションは、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(個人情報保護)

第15条 ステーションは、利用者およびその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 ステーションが得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外

の目的では原則的に使用しないものとし、外部への情報提供については利用者およびその家族の了承を得るものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第16条 1事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

身体的拘束について、利用者または他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむをえない場合を除き、それを行ってはならない。身体的拘束等を行う場合は、その理由、状況に関して記録する。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を年1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を年1回以上実施する。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 養護者による高齢者虐待に係る通報等

- (1) 養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。
- (2) 前項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

(従業者の就業環境の確保について(職場におけるハラスメントの防止))

第17条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

(業務継続計画の策定等)

第18条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努める。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を年1回以上実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第19条 事業所は、当事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずるよう努める。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6か月に1回開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を年1回以上実施する。

(その他運営についての留意事項)

第 20 条 ステーションは、社会的使命を充分認識し、職員の資質向上を図るため次に掲げる研修の機会を設け、業務体制を整備する。

(1) 採用後 1 か月以内の初任者研修

(2) 年 2 回の業務研修

2 職員は、正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさないよう必要な措置を講じる。退職後も同様とする。

3 ステーションは、利用者に対する指定訪問看護等の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から 2 年間保管する。(医療及び特定療養費に係る療養に関する諸記録等は 5 年間保管とする)

附則 この規程は、平成 24 年 8 月 1 日から運用を施行する。

平成 25 年 8 月 1 日一部改定

平成 25 年 9 月 5 日一部改訂

令和 2 年 10 月 1 日一部改正

令和 3 年 6 月 1 日 一部改正

令和 6 年 4 月 1 日一部改訂

別表(第 11 条関係)

区分		利用料等の額
基本利用料	医療保険法による訪問看護	医療保険各法の規定により算定した額
	介護保険法による訪問看護、 介護予防訪問看護	厚生労働大臣が定める基準により算定した額
交通費	医療保険法による訪問看護	2km 未満 無料 2km 以上 5km 未満 100 円+消費税 5km 以上 1km ごとに 100 円+消費税 加算
	介護保険法による訪問看護、 介護予防訪問看護	通常業務を行う地域 無料 地域外 1km ごとに 100 円+消費税
死後の処置料		20000 円+消費税
その他の費用	訪問看護の実施に伴い、 紙おむつ等日常生活上、必要な物品を提供した場合	物品の実費相当額